



2020年7月1日

各 位

会 社 名 テクノプロ・ホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 西 尾 保 示  
 (コード番号：6028 東証一部)  
 問合せ先 取締役 兼 CFO 萩 原 利 仁  
 (TEL. 03-6385-7998)

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」一部改訂、  
 及び「贈収賄防止指針」制定のお知らせ

当社は、2020年4月28日及び同年6月30日開催の取締役会において、2020年7月1日付での「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の一部改訂、及び「テクノプロ・グループ贈収賄防止指針」の制定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の一部改訂

当社の指名報酬諮問委員会は、設置以来、委員の過半を独立社外役員で構成すること、及び委員長（議長）を独立社外役員とすることにより独立性・客観性を担保してまいりましたが、委員会の独立性・客観性の一層の向上を目的として、今般、下表のとおり「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の該当箇所を改訂し、指名報酬諮問委員会は独立社外役員のみで構成することといたしました。

(下線部：変更箇所)

現在	改訂後
(指名報酬諮問委員会) 第20条 取締役会は、当社グループの取締役・監査役・執行役員の指名・報酬等に関する諮問機関として、独立社外取締役及び独立社外監査役が委員の過半を占める指名報酬諮問委員会を設置し、かかる指名・報酬等の決定に際しての客観性・説明責任の強化を図る。 (2.3項：記載省略)	(指名報酬諮問委員会) 第20条 取締役会は、当社グループの取締役・監査役・執行役員の指名・報酬等に関する諮問機関として、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成される指名報酬諮問委員会を設置し、かかる指名・報酬等の決定に際しての客観性・説明責任の強化を図る。 (2.3項：記載省略、変更なし)

2. 「テクノプロ・グループ贈収賄防止指針」の制定

当社グループは、これまで「テクノプロ・グループ企業行動規範」に基づき、コンプライアンスを重視した誠実な企業行動を実践してまいりましたが、事業のグローバル化の進展や、世界各国における贈収賄及び公正競争関連に対する法令適用の厳格化等に対応し、「ESG (Environment [環境]、Social [社会]、Governance [ガバナンス]) 経営」に取り組む一環として、今般、当社及び国内外の子会社に適用する「テクノプロ・グループ贈収賄防止指針」を制定いたしました。

当社グループは、役職員に対する本指針の周知徹底・教育を通じ、引き続き、社会との公正な関係の保持及び社会倫理に適合した行動実践に努めてまいります。

「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」及び  
 「テクノプロ・グループ贈収賄防止指針」は、  
 当社ウェブサイト (<https://www.technoproholdings.com/>) に掲載しております。

以 上